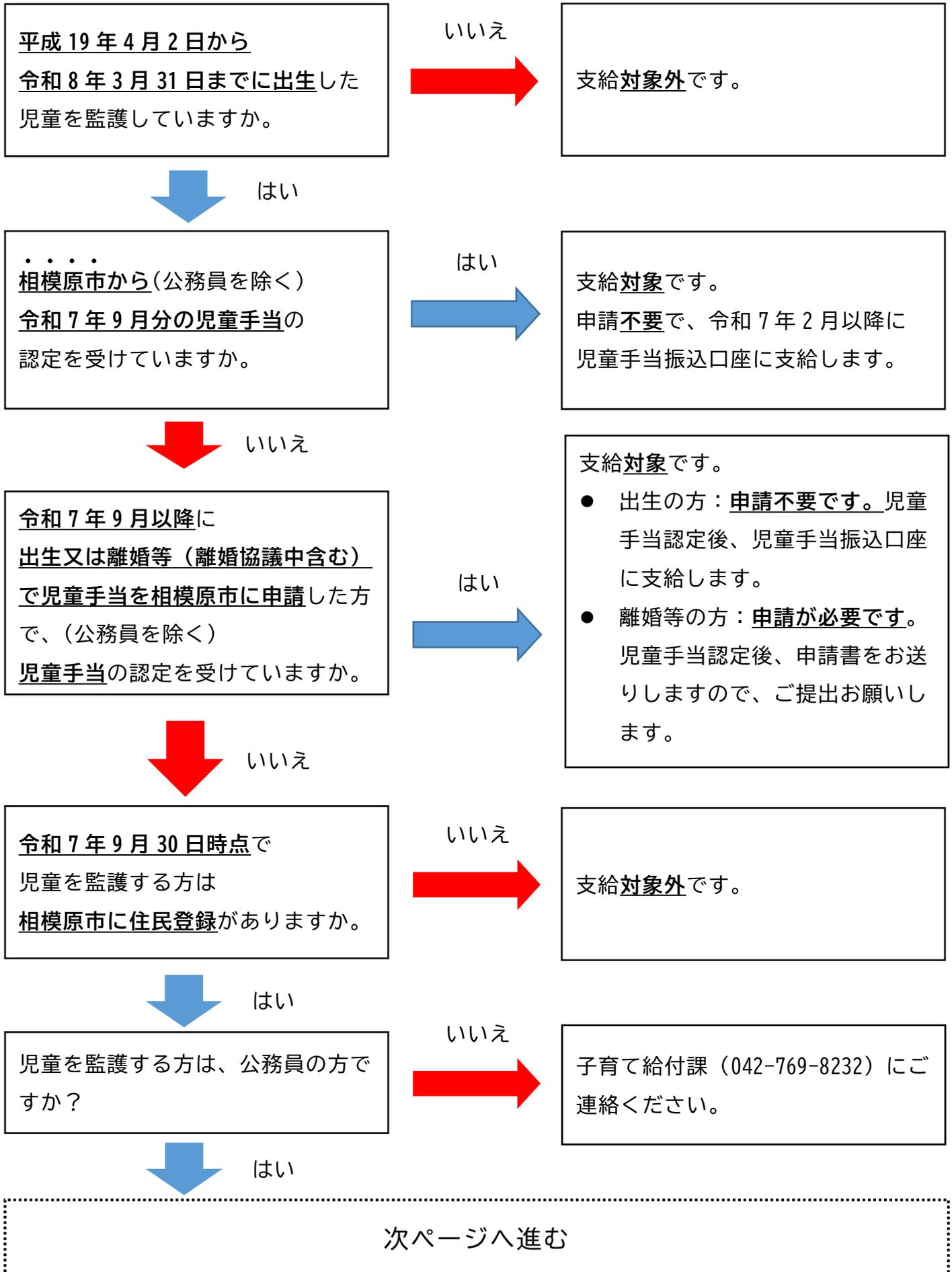


政府の「物価高対応子育て応援手当」
支給対象者確認用フローチャート



公務員の方で
勤務先から令和7年9月分の児童手当を受け取っていますか。

はい

申請が必要となります。
申請書（公務員用）に必要事項を記載し、郵送でご提出ください。
※申請期限：令和8年3月31日

いいえ

令和7年9月以降に
出生又は離婚等（離婚協議中含む）
で児童手当を勤務先に申請した方
で、児童手当の認定を受けており、
かつ、認定された時点で児童を監護
する方は相模原市に住民登録がありますか。

はい

申請が必要となります。
申請書（公務員用）に必要事項を記載し、郵送でご提出ください。
※申請期限：令和8年6月30日

いいえ

支給対象外です。

※ご疑問等がある場合は、子育て給付課手当給付班(☎042-769-8232)にお電話ください。

※補足

- 本手当の支給要件に、所得制限は設けていません。
- 本手当の支給は、対象児童に対して1回限りです。チャート上で支給対象であっても、既に別の監護者が本手当を受給している場合は、離婚等の場合を除き支給できません。
- 対象児童については、日本国内に住所がある又は国外に留学している者となります。
(留学の場合は所定の条件を満たした場合のみ対象となります。)
- 児童手当は、申請した月の翌月分から支給対象になります。
- 相模原市における児童手当の状況について確認されたい方は、子育て給付課手当給付班
(☎042-769-8232)にお電話ください。
- DV等で本市に避難中の方などは、子育て給付課手当給付班(☎042-769-8232)へご相談ください。